

「義務教育費国庫負担制度」堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、自治体の財政力の差によって教育水準に差がないよう国が地方自治体と責任を分担しながらも、最終的には国の責任で教育の機会均等を確保し、教育水準の維持、向上を図っていく制度であり、教育制度の重要な根幹をなしている。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の国負担率が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体独自で学級編成基準の引下げを含めた少人数教育を推進することには限界がある。

このような状況の中で、地方自治体の財政力や保護者の所得の差によって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。

教育は未来への先行投資であり、義務教育費国庫負担制度は子どもたちがどこに生まれ育っても、良質な教育が受けられることを保障するものである。

よって、政府におかれては、下記項目について取り組むよう強く要望する。

記

- 1．子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 2．きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月24日

日 田 市 議 会